

中国地場企業育成の国家戦略

外資依存に限界

鬼塚 義弘 *Yoshihiro Onizuka*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

2003年の中国への直接投資は535億ドル(実行ベース)にのぼり、世界第1位であった。2002年は527億ドルであり、2年続けて500億ドルを超えた。中国は改革解放を進め、外資企業を誘致してきた。「にわとりを借りて卵を生ませる」ことをもくろみ、外資の技術力・研究開発力を導入することにより、中国地場企業の発展を目指したものである。中国の輸出は2002年に4,385億ドルと対前年比34.6%増を記録、毎年20%以上の増加を続けているが、ハイテク製品の輸出は80%以上が外資系企業によるものである。改革解放後20年あまり経過したが、果たして中国地場企業は技術や研究開発の分野で世界に通用する力を獲得したのであるか? 最近、中国企業の育成を図る国家戦略が散見されるが、検討を加えてみたい。

自動車産業発展政策

中国の自動車生産台数は2003年444万台となり、米国、日本、ドイツに次いで世界第4位の自動車生産大国となった。また自動車販売台数でも同年439万台と米国、日本に次ぐ世界第3位である。中国市場では生産・販売とも外資との合弁企業がメインのプレーヤーである。中国は外資にその市場を解放し、外資の持つ技術力で地場企業を国際的に競争力ある企業に育成する方針であるが、シナリオどおりに進むのであろうか。

6月1日、国家发展改革委員会は新しい自動車産業発展政策を公布し、即日施行した。1994年に出された自動車工業産業政策を10年ぶりに改定したものである。新発展政策は外資を規

制し、中国地場の自動車産業の集約・育成をその目標とするものである。「自動車産業の構造調整と再編を推進して企業規模と収益を拡大し、産業の集中度を高め、分散、混乱、低水準の重複建設を回避する。市場競争を通じていくつかの競争力を備えた大型自動車企業グループを作り上げ、2010年までに世界のベスト500入りにつとめる」(第4条)としている。6月2日付日経新聞によれば「国内市場占有率が15%以上の自動車関連企業または業界売上高の10%以上を占める乗用車メーカーを育成することを発展方針」とし、大型自動車グループとはシェア15%以上を指しているようだ。このため新規参入を厳しく制限している。「自動車メーカー新設の投資プロジェクトは、プロジェクト投資総額が20億元を下回ってはならず、そのうち自己資金は8億元を下回ってはならない。製品研究開発機構を設立しなければならず、かつ投資が5億元を下回ってはならない」(第47条5)とあり、研究開発センターを同時に設立しなければならなくなった。しかも経営に行き詰ったメーカーについて「当該企業は非自動車、オートバイメーカー及び個人に自動車、オートバイ生産

資格を譲渡してはならない」(第17条)とした。中国には120以上の自動車メーカーが乱立し、経営に行き詰ったメーカーを買収する例が多い。最近も携帯電話メーカー「波導」やエアコンメーカー「美的」の自動車業界への参入が明らかになっている。今後このような形での新規参入はできなくなる。中国地場メーカーの再編が進展し、いくつかの有力メーカーに集約されていくことになる。

一方外資規制は継続される。外資との「中外合弁メーカーの中国側株式比率は50%を下回ってはならない」「同一の外国企業は国内に2社以下の同類完成車製品合弁企業を設立することが出来る」(第48条)としており、外資は企業グループ全体で2社の合弁しかできない。中国市場への参入を合弁でしか認めず、しかもグループで2社までとしているのは、明らかに中国地場企業を育てることを明確に打ち出したものといえる。外資からは肝心な設計開発の技術移転がなく、単に生産技術のみが移転されて、中国企業の開発力に寄与していないとの批判がある。そのため地場企業に自主開発のインセンティブを与え、「企業の自主開発製品のための科学研究施設の建設投

資が国の企業の技術進歩促進に関する
 税収規定に合致している場合は、税引
 き前利益より控除できる。」(第27条)
 としている。このほか製品開発には中
 国政府が積極的に支援する旨の条文が
 多くあり、自主研究開発機能の強化が
 打ち出されている(注1)。

アンチダンピング

中国は1997年に初めてアンチダン
 ピングの調査を開始した。対象は新聞
 用紙である。以降2000年まで調査運
 用ノウハウの習熟に努め、2001年以
 降その対象が急増している(下表参
 照)。調査開始対象件数の世界に占め
 る割合も01年4.6%、02年9.6%、
 03年には10.4%と10%を超え、EU
 より高くなった。業種でいえば、化学、
 石油化学、鉄鋼など素材産業分野に
 多い。

鉄鋼の分野でこれまでアンチダンピ
 ングが実施された製品は冷延珪素鋼、
 ステンレス冷延薄板、冷延鋼板で、い
 ずれも中国メーカーの生産は少ない部
 門で輸入に頼らざるを得ないものとい
 われる。「鉄鋼業第10次5カ年規画
 では発展を加速させる鉄材品種とし
 て、冷延薄板、亜鉛メッキ鋼板のメッ

キ被覆鋼板、ステンレス薄板、冷延珪
 素鋼、熱延薄板の5品目を挙げている」(注2)。上記アンチダンピングの
 対象品目はいずれもこの5品目に入
 っている。アンチダンピング規制は成
 長部門で中国地場企業を育成しようと
 するものといえる。1999年輸入割当
 枠の制限措置でも同様に、中国企業に
 生産できない鋼板が重点的に輸入割当
 を削減された。「石油化学分野でも
 『石油化学工業第10次5カ年規画』
 にあげられた重点分野と中国がアンチ
 ダンピングを立件した製品とはかなり
 重なっている。1999年から2002年
 までに中国が石油化学の分野でアンチ
 ダンピングの立件を行った14品目の
 うち11品目は上記で重点分野にあげ

アンチダンピング調査開始件数の推移
 (単位: 件)

	世界計	中国	米国	EU
1997年	252	3	15	41
1998年	264	0	36	22
1999年	369	7	47	65
2000年	294	6	47	32
2001年	369	17	76	29
2002年	311	30	35	20
2003年	210	22	37	7
97～03計	2,069	85	293	216

(出所) 公正貿易センター

られている」(注³)。石油化学の分野でも国内の生産能力が限られていて輸入に頼らざるを得ない分野がアンチダンピングの対象となっている。

中国政府はアンチダンピングによる輸入規制の重点を中国企業が発展すべき成長分野に絞っており、有望国内市場で民族系企業を外資から守り発展させようとする立場を明確にしている。

過熱投資対策

中国政府は過熱する投資を抑制することで安定成長に軟着陸することを目指している。特に不動産、鉄鋼、セメント等への過熱投資を抑えている。過熱投資の抑制は開発区まで及んでいる。農業用地の工業用地への転換の停止、長期間使用されないままの開発区の土地の接収を進めている。しかし開発区への誘致活動に誘われて進出を決めた工場にも、その影響は及んでいる。日本貿易振興機構(ジェトロ)によると、「日系企業の中にも工場建設の一時停止、着工延期などの影響を受けている企業が増加している。開発区の再検査が始まった5月下旬ごろから、ジェトロ上海には進出企業から『政府から検査が来るので、建設工事を停止

するように言われた』『土地手続きの関係で着工時期を延期するように言われた』などの相談が寄せられている」「日系飲料メーカーの責任者は『本当に10月末には農地転用の手続きが始まり問題なく工場の建設ができるのであろうか』と心配している」(注⁴)という状況になっている。

例年春になると、中国の各地から訪日して開発区への企業誘致説明会が開催される。今年も昨年同様、多くの説明会の開催通知案内があった。しかし、今年は説明会の突然の中止が相次いだ。どうやらその理由は投資過熱に対する抑制措置であったといわれる。本来、外資誘致、工場誘致を中国政府は積極的に進めるはずである。多くの雇用を生み、技術移転をもたらし、地場企業のベンダーが潤い、中国産業にとって歓迎すべきことである。にもかかわらず建設途上の工場が工事停止に追い込まれたり、誘致説明会の開催が中止されたりするのをみると、企業誘致の潮目の変化の時期にあるのではないだろうか。

期待した結果は得られなかった

改革解放から20年余経過した今

日、たしかに中国の経済はめざましい発展を遂げた。しかし外資導入は狙いどおり中国企業の競争力強化や研究開発能力の向上に寄与したといえるだろうか。ここには肯定見解と否定見解がある。肯定的な見解として「高い国際基準で自分自身の大きさや強さを測り、国際社会のすべての利用可能な市場や資本・技術などを利用して自国の発展・強化を図るべきである」(注5)と外資の積極利用を主張し、研究開発能力向上についても「科学技術の研究開発能力を高めようとしてもすぐに実現出来るということではない。科学技術の革新にはコストがかかり、資金も時間も必要である」「技術進歩を実現するには『後発性優位』を利用して科学技術進歩のコストを削減することで」(注6)という主張がある。

しかし否定的な見解もある。「中国の多くの地方政府にとって外資導入の目的が日増しにあいまいになり、甚だしい場合は導入自体が目的となり『開放のために開放し、導入のために導入』をつくり出している。中国の多くの企業はいまだに合弁を通じて先端技術を消化吸収できず、自主研究開発の能力を一步一步形成することも出来ない」(注7)と主張する。

一方、プラスマイナスの両面があるのは当然という考え方もある。すなわち「外資導入と輸出促進を組み合わせた中国の開放政策は中国に高成長をもたらした反面、国内企業の未発達や中長期にわたる交易条件の悪化、貿易相手国との摩擦の激化というマイナスの影響をもたらしている」(注8)という意見である。

中国では外資利用と民族企業の育成をめぐる論争が1996年「中国工業経済」誌でなされた(注9)。ここでは、「市場を譲り渡す大きな対価を払ったにもかかわらず、期待した最新技術は得られなかった」「国民の民生に関係をもつ産業や基礎産業に関し、外資の参入を制限すべきであるという意見や、M&A方式による外資の国内市場支配の強化は、民族産業にとって深刻な脅威である」(注10)等の論調のように、外資に対して批判的な見解が多かった。事実、中国へ進出した外資系企業はグローバルな戦略の中で最適な生産国を選んだにすぎず、現地企業への技術移転やまして受け入れ国の産業競争力を強めることを意図して立地するものではない。むしろコア技術を囲い込んでブラックボックス化したり、知財権の保護の観点から現地雇業者が

コア技術に触れるのを極力プロテクトする方向にある。そのために「在中國の多国籍企業が中核技術を厳しく管理しているため、中国側と共有できるのは大部分が一般的操作技術や組織技術である」(注11)。外資企業は「コアな技術と主要工程を支配したまま、中国側には労働集約的な部分だけを任せている。さらに外資は豊富な資金を武器に中国における投資機会の多くを奪ってしまっている」(注12)といった主張が多い。どうやら技術移転の観点からいえば、中国企業の恩恵はごく限られた範囲で期待はずれといえよう。

外資による雇用促進を評価すべきとの主張もある。しかし2002年現在、外資による雇用者数は758万人(注13)である。そのうち367万人(注14)は香港、台湾、マカオ資本による雇用であり、欧米、日本の先端技術企業の雇用は大きなものではない。中国の膨大な労働者数からいえば、外資の雇用は極めて限定的である。

中国で市場を譲り渡してまでの外資導入を推進した効果について否定的な見解が多い事実、また新しく制定された自動車産業発展政策やアンチダンピングによる中国民族企業保護育成の例

にみるように、中国政府は外資を利用するものの、基本的には自国の民族産業の保護発展政策を採用し、外資規制政策を推進しているといえる。また、これまで優遇されてきた法人税もWTO加盟による内外無差別の原則のもとに見直されるという。これからは半導体への増値税優遇措置の是正をめぐる争いの例にみるように、成長分野での保護政策と外資のせめぎ合いがより一層厳しく展開されることとなろう。

(注1) 自動車産業発展政策の翻訳文は日本国際貿易促進協会によるものを使用

(注2) 丸川知雄「中国WTO加盟後の産業政策」、ITI『中国経済の持続的発展の可能性に関する調査研究』(2004年)

(注3) 注2に同じ

(注4) 04年6月21日付通商弘報

(注5) 岩波書店『中国未完の経済改革』

(注6) 注5と同じ

(注7) 草思社『中国経済超えられない八つの難題』

(注8) 日本経済新聞社『中国リスク高成長の落とし穴』

(注9) 丸山伸郎「産業技術開発をめぐる競争」、ITI『中国経済の持続的発展の可能性に関する調査研究』(2004年)

(注10) 注9と同じ

(注11) 注7と同じ

(注12) 注8と同じ

(注13) 中国統計年鑑2003年版

(注14) 注13と同じ